

◆保険料を納めることが経済的に難しいとき

令和7年度分（令和7年7月から令和8年6月）の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付が7月より始まります。

国民年金第1号の被保険者の方は、毎月17,510円（令和7年度）を納めていただく必要があります。保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにせず「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。※学生の方は、「学生納付特例制度」を利用してください。

保険料免除制度とは？

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合には、申請書を提出いただき承認されると保険料の納付が免除されます。

免除される額は、「**全額、4分の3、半額、4分の1**」の4種類があります。

一部免除の場合、納付すべき保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので必ず一部免除後の保険料を納付してください。

保険料納付猶予制度とは？

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

◆申請方法・必要書類

住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所に申請書を提出してください。

申請に必要な書類	
必ず必要	該当者のみ
<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳または基礎年金番号通知書 本人確認書類（運転免許証など） 	雇用保険受給資格者証の写し、または雇用保険被保険者離職票等の写し（失業による申請の場合）

※税の申告（確定申告や年末調整）が行われていない場合は、市区町村民税の申告を行ったうえで申請書を提出してください。

申請が遅れると、万が一障がいや死亡などで障害年金や遺族年金が必要となった場合に、給付を受けられない恐れがあります。申請は速やかにお願いします。

保険料の追納制度とは？

免除や猶予された保険料は、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）により老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。免除や猶予を受けた期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなりますが、追納した場合は全額納付として算定されます。追納を行う場合は、年金事務所に申込みが必要です。

なお、保険料の免除若しくは支払猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納をする場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◆お問い合わせ／役場住民生活課住民年金係 ☎⑦1084
支所町民福祉課町民係 ☎⑧3111